



熊本県公報

第 1 3 3 8 3 号
令和 6 年(2024 年)
11 月 15 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の供用開始	(〃) 2
○鳥獣捕獲等事業の変更	(自然保護課) 2
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 2
○収去飼料の試験結果の公表	(〃) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(〃) 4
○くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可 能量の変更	(水産振興課) 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サー ビスの調達に係る一般競争入札の参加資格等	(システム改革課) 4
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達 に係る一般競争入札の参加資格等	(〃) 5
公 告	
○令和 6 年度屋外広告物講習会の開催	(都市計画課) 6
○特定漁港漁場整備事業計画の策定	(漁港漁場整備課) 6
○公共測量の実施	(監理課) 6
○公共測量の実施	(〃) 7
○公共測量の実施	(〃) 7
○公共測量の実施	(〃) 7
○公共測量の実施	(〃) 7
○公共測量の実施	(〃) 8
○公共測量の実施	(〃) 8
○道路の位置の指定	(建築課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 8
○熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サー ビスの調達に係る一般競争入札の実施	(システム改革課) 9
○熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達 に係る一般競争入札の実施	(〃) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 16
登 載 依 頼	
○仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器(令和 6 年度(2 0 2 4 年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札による落 札者等の決定	(警察本部情報管理課) 17
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許課) 17

告 示

熊本県告示第 9 4 5 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和 6 年(2 0 2 4 年)1 1 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年(2 0 2 4 年)1 1 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代郡氷川町宮原栄久字栄久 70番1地先から	前	8.8 ～ 15.9	30.0	防交安 (交通安全)
		同所 29番4地先まで	後	8.8 ～ 19.0	30.0	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）11月15日

熊本県告示第946号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字後谷 3249番1地先から	33.5	災害復旧 工事
		同所 3249番地1先まで		

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月15日

熊本県告示第947号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木村 敬

- 1 名称及び住所
一般社団法人熊本県猟友会
熊本市東区錦ヶ丘5番27号
- 2 代表者の氏名
高橋 重徳
- 3 変更の内容
代表者の変更
変更前 上野 誠実
変更後 高橋 重徳
捕獲従事者に係る変更
変更前 26名
変更後 10名
- 4 変更年月日
令和6年（2024年）11月5日

熊本県告示第948号
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木村 敬

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨ－ネ病	患畜	令和6年（2024年） 10月17日	合志市	1戸2頭	乳用牛

熊本県告示第949号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、令和6年（2024年）9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公示する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年月	試験項目	違反の有無
八代飼料株式会社（八代市）	八代飼料株式会社（八代市）	ほ乳期子豚育成用配合飼料	日清丸紅印配合飼料 ほ乳期子豚用ハイスキル後期Y	令和6年（2024年）9月	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン	無

熊本県告示第950号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ひかりの里 水俣市南福寺3番61号	一般社団法人 太陽福祉会 水俣市南福寺3番61号 福田 真里	就労継続支援A型	令和6年（2024年）11月6日

熊本県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町川嶽字瀬上 2250番3地先から	前	12.1 ～ 13.3	14.7	防交安 安（交通安全）
		同所 2250番3地先まで	後	15.3 ～ 18.2	14.7	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）11月15日

熊本県告示第952号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市千丁町新牟田字拾貳町 1896番地先から	前	9.0 ～ 15.5	127.0	やさ道交1地
		八代市千丁町新牟田字太慶 1490番1地先まで	後	12.4 ～ 16.4	127.0	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）11月15日

熊本県告示第953号
漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

特定水産資源のくろまぐろに関する令和6管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	14.0トン	15.8トン
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	6.2トン	4.4トン

熊本県告示第954号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 25番8地先から 同所 1038番地先まで	320.0	迂回路の設置

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月15日

熊本県告示第955号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格

を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課調達班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）11月29日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第956号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課調達班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）11月29日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各

号に掲げる日を除く。)まで行う。

公 告

熊本県公告第714号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定により令和6年度（2024年度）屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）第24条第2項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 日時 令和7年（2025年）2月6日（木） 午前10時から午後4時まで
- 2 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館13階 1302会議室
- 3 講習科目
 - (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示方法
 - (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
 - (1) 申込書等の配布
受講申込書等の用紙は、令和6年（2024年）12月2日（月）から令和7年（2025年）1月10日（金）までの期間、熊本県土木部道路都市局都市計画課、各広域本部（地域振興局）土木部維持管理（調整）課及び熊本市都市建設局都市デザイン課で配布する。
なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
 - (2) 申込先 熊本県土木部道路都市局都市計画課
 - (3) 定 員 50名程度
 - (4) 受付期間
令和6年（2024年）12月2日（月）から令和7年（2025年）1月10日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (5) 提出書類
 - ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
 - イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
 - ウ 2,200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
- 5 問合せ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班
（電話096-333-2522）

熊本県公告第715号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により熊本有明地区特定漁港漁場整備事業計画を策定したいので、同条第4項の規定により公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧期間
令和6年（2024年）11月15日から令和6年（2024年）12月4日まで
- 2 縦覧場所
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局農林水産部水産課、荒尾市建設農水部農林水産課、長洲町農林水産課、玉名市産業経済部水産林務課、熊本市農水局水産振興センター、熊本市農水局西南部農業振興センター農業振興課並びに宇土市経済部農林水産課

熊本県公告第716号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値撮影・数値図化・UAVレーザ測量（R6防ため大谷1工区 地形測量委託業務））	令和6年（2024年） 9月7日から 令和7年（2025年） 3月14日まで	阿蘇郡高森町尾下

熊本県公告第717号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（UAVレーザ測量（R6防ため大谷2工区 地形測量委託業務））	令和6年（2024年） 9月7日から 令和6年（2024年） 12月27日まで	阿蘇郡高森町尾下

熊本県公告第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（UAVレーザ測量（R6防ため大谷3工区 地形測量委託業務））	令和6年（2024年） 9月6日から 令和6年（2024年） 12月27日まで	阿蘇郡高森町尾下

熊本県公告第719号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（UAVレーザ測量（R6防ため大谷4工区 地形測量委託業務））	令和6年（2024年） 9月7日から 令和6年（2024年） 12月27日まで	阿蘇郡高森町尾下

熊本県公告第720号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（マルチビーム	令和6年（2024年）	阿蘇郡高森町尾下

測量（R6防ため大谷5工区 地形測量委託業務））	9月11日から 令和6年（2024年） 12月27日まで	
--------------------------	------------------------------------	--

熊本県公告第721号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により産山村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（写真地図作成）	令和6年（2024年） 11月11日から 令和7年（2025年） 3月28日まで	産山村全域

熊本県公告第722号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（4級基準点測量、現地測量、路線測量（横断測量））	令和6年（2024年） 11月1日から 令和7年（2025年） 1月30日まで	宇城市松橋町及び小川町 地内

熊本県公告第723号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 八代市通町10番30号
- 2 築造者の氏名 有限会社木下土地開発事務所
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田64番1及び水路の一部
- 4 道路の幅員 5.02メートル
- 5 道路の延長 57.76メートル
- 6 指定年月日 令和6年（2024年）11月5日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第77号

熊本県公告第724号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番228
355.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区東町二丁目2番7-3号市営東町団地1C-1-3
一 霍 良太

熊本県公告第725号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻久保4174番1及び同4176番
3, 281.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市福原1085番地1
櫻井不動産株式会社

熊本県公告第726号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達役務の名称
熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービスの調達
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
熊本県総合行政ネットワーク支線系(県内分)通信回線サービス要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。
 - (5) 調達役務の利用期間
令和7年(2025年)4月1日(火)から令和8年(2026年)3月31日(火)まで
 - (6) 納入場所
要求仕様書のとおり。
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする(回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。)
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額により入札すること。
 - (9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
 - (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更

が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和6年（2024年）11月29日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 要求仕様書の内容を満たしていること。

(5) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 通信回線サービスに関する仕様及びその他提出書類

ウ 2(5)の電気通信事業者であることを証明する書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）12月13日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）12月13日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）12月26日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年（2024年）12月25日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年（2024年）12月26日（木）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、

郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)12月25日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項

の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般 (要求仕様書、確認申請等) に関すること。
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) 及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of the procured items:

Communication service for the branch line (inside Kumamoto prefecture) of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. December 26, 2024

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of
Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第727号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年 (2024年) 11月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達

(2) 調達に係る発注・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班 (熊本県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 調達に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館2階)

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービス要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (5) 調達役務の利用期間
令和7年（2025）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
- (6) 納入場所
要求仕様書のとおり。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする（回線使用料には初期費用及び工事費用を含む。）。
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）11月29日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- (5) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 通信回線サービスに関する仕様及びその他提出書類

ウ 2(5)の電気通信事業者であることを証明する書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)12月13日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)12月13日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)12月26日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)12月25日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)12月26日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)12月25日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の違い
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of the procured items:
Communication service for the main line of the integrated governmental network of Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. December 26, 2024
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第728号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本
上益城郡嘉島町大字上島字長池2232
- 2 変更しようとする事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐車場の位置及び収容台数
- | | | |
|-------|----------|---------|
| (変更前) | 駐車場No. 1 | 3, 306台 |
| | 駐車場No. 2 | 963台 |
| | 駐車場No. 3 | 551台 |
| | 合計 | 4, 820台 |
| (変更後) | 駐車場No. 1 | 3, 231台 |
| | 駐車場No. 2 | 963台 |
| | 駐車場No. 3 | 551台 |
| | 駐車場No. 4 | 75台 |
| | 合計 | 4, 820台 |
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前)
- | | |
|------------------|-----------------|
| 駐車場No. 1 ①～⑦ | 午前5時30分～午前0時30分 |
| 駐車場No. 1 ⑧ | 24時間 |
| 駐車場No. 1 ⑨ | 午前5時30分～午前0時30分 |
| 駐車場No. 2 及びNo. 3 | 午前5時30分～午前0時30分 |
- (変更後)
- | | |
|-----------------|-----------------|
| 駐車場No. 1 ①～⑦ | 午前5時30分～午前0時30分 |
| 駐車場No. 1 ⑧ | 24時間 |
| 駐車場No. 1 ⑨ | 午前5時30分～午前0時30分 |
| 駐車場No. 2 ～No. 4 | 午前5時30分～午前0時30分 |
- ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- | | | |
|-------|-----------------|-----|
| (変更前) | 駐車場No. 1 ～No. 3 | 7箇所 |
| (変更後) | 駐車場No. 1 ～No. 3 | 7箇所 |
| | 駐車場No. 4 | 1箇所 |

- 合計 8箇所
- 3 変更する年月日
令和6年(2024年)11月1日

4 届出年月日
令和6年(2024年)10月23日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)11月15日から令和7年(2025年)3月15日まで

6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)3月15日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県警察本部公告第151号
特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
仮想ブラウザシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024年度)導入分)の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
令和6年(2024年)10月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額(月額)
1,115,697円(うち消費税及び地方消費税の額101,427円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年(2024年)8月2日

熊本県公安委員会規則第34号
熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年11月15日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
別記様式第19号の4から別記様式第20号までを次のように改める。

別記様式第19号の4（第24条の2関係）

熊本県公安委員会 様

運転経歴証明書記載事項変更届

受付場所

年 月 日

氏 名		電話番号	
-----	--	------	--

記載事項変更記入欄（フリガナは必ず記入、他は変更箇所のみ記入）

フリガナ	(氏)	(名)	性別	代理人の場合
氏 名			男	氏名
生 年 月 日			女	続柄
住 所				委任状の確認
				☐ 確認済み

現に有する運転経歴証明書の内容	
-----------------	--

疎明書類	運転経歴証明書データ印字部分	
氏名コード		

	入力者	通報確認	審査	申請者確認・受領

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号の5（第24条の2関係）

熊本県公安委員会 殿

受付場所

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

氏 名				電話連絡先			
「 」 「 」	記載事項変更記入欄（フリガナは必ず記入、他は変更箇所のみ記入）						
	フリガナ	(氏)		(名)			
	氏 名						
	住 所						
	生年月日			性別	男 ・ 女		
現に有する運転経歴証明書の内容							
再交付理由		運転経歴証明書ゲートサイン部分					
確認書類等							

氏名コード				

受付所属担当者

運転免許課使用欄		

受領日	受領者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第20号（第25条関係）

熊本県公安委員会 殿

自動車等運転免許限定解除審査申請書

フリガナ		受験番号		受験日	年	月	日
氏名		電話番号					
審査結果							
限 定 解 除 審 査 を 受 け よ う と す る 者 に 係 る 免 許 の 条 件							
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐							
現に受けている免許の内容							
免許データ印字部分							
試験結果	審査官						
免許の条件等							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則
この規則は、令和6年12月15日から施行する。